

森林整備業務専門技術者の資格要件等 (H21,1,5適用)

資格要件(要綱別表)			左の資格の内容										専門技術者として認められる最短の所要総実務経験年数			
要件区分	種別	森林整備業務の実務経験年数(*)	認定・主催者等	受験(受講)資格を得るための学歴別所要実務経験年数								受験(受講)資格を得るための所要実務経験の種類・内容(条件)		試験・講座の別等		
				大学院	大学院(指定学科)	大学	大学(指定学科)	短大	短大(指定学科)	高校	高校(指定学科)				学歴指定なし	
1-2	技術士(森林部門)		国(技術士法)	技術士補として技術士を4年を超えて補助したもの 修習技術者となった後監督要件を備えた者の下で4年超 修習技術者となった後7年超								* 大学院(理科系統)における研究経歴を2年を限度として参入可	科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項の計画、研究、設計、分析、試験、評価、指導	試験2次まで	4年超	
1-2	林業技士(林業経営・林業機械・森林環境部門)		(社)日本森林技術協会	14	7	14	7	14	10	14	14	14	14	受講部門の業務	通信研修+スクーリング4日+レポート、終了試験	7年超
1-2	林業技士(森林総合監理部門)		(社)日本森林技術協会	10年以上かつ これを含め実務経験が20年以上 林業技士の「森林環境部門」に加え「他部門」の資格を有している 技術士(林業部門)、博士号取得者、SPの資格を有している のいずれか								林業技士の「森林環境部門」に加えて「他部門」の資格を有している 技術士(林業部門)、博士号取得者、SPの資格を有している のいずれか	森林の分析、評価、検証、森林施業管理等の技術又は技術研究に関して指導的立場	通信研修+スクーリング4日+レポート、終了試験	10年超	
1-2	長野県林業士		知事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	(所属又は市町村長の推薦)	研修1年目16日、2年目30日+レポート、面接審査	1年超
1-2	長野県林業技能作業士		知事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	林業労働(おおむね45歳未満)	研修68日+レポート、指定免許等の取得	3年超
1-2	林業普及指導員(林業専門技術員を含む)資格試験に合格した者		国(森林法)	2	2	4	4	6	6	10	10	-	林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導	試験	2年超	
				2	2	2	2	2	2	2	2	(中学)2	林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導(Ag試験の合格者)		2年超	
1-2	<長野県知事が認めたもの>															
2-1	林業改良指導員資格試験に合格した者	合格後1年以上	知事	6	0	6	0	6	2	6	6	(中学)6	林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導	試験	1年超	
2-2	上の受験資格を有する者	取得後2年以上		6	0	6	0	6	2	6	6	(中学)6	林業に関する試験研究又は教育、林業に関する技術についての普及又は指導	実務経験のみ	2年超	
2-2ア	これに準ずる者(定義は事務処理要領第4第4項4号)	取得後2年以上		6	0	6	0	6	2	6	6	(中学)6	専門的な指導監督を含めた森林整備業務について公的機関が発注する工事の経験を有すること	実務経験のみ	2年超	
2-2イ			-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	”	実務経験のみ	10年超	
2-3	長野県林業大学を卒業した者	卒業後2年以上	大学校長	0	0	0	0	0	0	0	0	-	(高校卒業程度)	卒業	2年超	

資格要件(要綱別表)			左の資格の内容										専門技術者として認められる最短の所要総実務経験年数		
要件区分	種別	森林整備業務の実務経験年数(*)	認定・主催者等	受験(受講)資格を得るための学歴別所要実務経験年数								受験(受講)資格を得るための所要実務経験の種類・内容(条件)		試験・講座の別等	
				大学院	大学院(指定学科)	大学	大学(指定学科)	短大	短大(指定学科)	高校	高校(指定学科)				学歴指定なし
2-4	長野県が実施する森林整備技術者資格試験に合格した者		林務部長	-	-	-	-	-	-	-	-	1	公的機関の発注する森林整備工事の専門的な指導監督(労働安全衛生規則36条8号の業務に関する特別教育を修了している者)	試験	1年超
				-	-	-	-	-	-	-	-	0	(森林整備技術者養成講座を終了した者、長野県林業大学校を卒業した者又は卒業見込みの者)	実技試験のみ	0
				-	-	-	-	-	-	-	-	4	公的機関の発注する森林整備工事の専門的な指導監督	筆記試験のみ	4年超
				-	-	-	-	-	-	-	-	2	公的機関の発注する森林整備工事の専門的な指導監督(実技試験を受け、不合格となった者)	実技再試験免除	2年超
				-	-	-	-	-	-	-	-	4	公的機関の発注する森林整備工事の専門的な指導監督(森林整備技術者養成講座の修了者)	試験免除	4年超
(参考)	(森林整備技術者養成講座の内容)		林務部長	-	-	-	-	-	-	-	-	0		講座96時間+総合評価	

注)「要件区分」は、「長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱」別表の区分

「左の資格の内容」は、要綱別表に定める資格要件を取得するための試験・講座等の内容を説明したもので、認定(主催)者の定めている実施要綱等から抜粋した。

「専門技術者として認められる最短の所要総実務経験年数」は、受験(受講)資格を得るための所要実務経験年数と、要綱別表に定められている資格等を取得(合格・卒業)した後に必要な「森林整備業務の実務経験年数(*)」を足したものの。

(*) 森林整備業務の実務経験年数を例示すると以下のとおり

- ・直営・請負の別及び請負の場合発注者の如何を問わず森林整備業務(地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び素材の生産(立木の販売を除く。))に受注者又は事業主体側として施工(準備工、施工計画の作成、出来型測量等を含む)に従事した経験
 - ・発注者側における森林整備業務の現場監督、測量、設計の経験
 - ・設計者等における森林整備業務の測量、設計、施工監理の経験
 - ・国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期過程を含む。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育の経験
 - ・国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導(森林施業計画策定等を含む)の経験
- 経理、庶務、契約等事務系の業務は森林整備業務の実務とはなりません。